

会 議 録

会議の名称		令和6年度第3回豊中市こども審議会		
開催日時		令和6年（2024年）12月26日（木） 15時 ～ 17時		
開催場所		第一庁舎 2階 大会議室	公開の可否	可
事務局		こども未来部 こども政策課	傍聴者数	2名
公開しなかった理由				
出席者	委員	小野(セ)委員（会長）、伊藤委員、中橋委員、安家委員、植村委員、大塚委員、佐々木委員、北島委員、伴野委員、星屋委員、三石委員、寺本委員		
	事務局ほか	<こども未来部> 厚東こども未来部長、森支援監、 別所次長、橋本センター長兼こども安心課長、 太田参事兼児童相談所開発設備チーム長 こども政策課：出口課長、石原課長補佐、中村係長、田島主事、寺田事務職員 こども支援課：後藤課長、子育て支援センターほっぺ岡井所長、島田主幹 こども安心課：梅原主幹、河本主幹、橋元主幹 おやこ保健課：山内課長、中尾主幹、児童発達支援センター高所長 こども事業課：梅本課長、稲生主幹、森主幹 子育て給付課：坂本課長 <都市経営部> 森田次長兼経営戦略課長 <都市活力部> 魅力文化創造課：林課長 <市民協働部> 濱政参事兼くらし支援課長 津田次長兼人権政策課長 くらし支援課：入江主幹 <福祉部> 障害福祉課：酒井課長 福祉事務所：高木所長補佐 <教育委員会事務局> 田上次長兼教育総務課長 社会教育課：荒井課長補佐 学校教育課：川見主幹 中央公民館：本田館長 学び育ち支援課：津田主幹		

議 題	【案件】 1. 第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画 「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定、答申案について 2. 第2次公立こども園整備計画の策定、答申案について 3. その他 ・義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会の開催状況 ・社会的養育推進のあり方検討部会の開催状況
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり

令和 6 年度第 3 回豊中市こども審議会（会議概要）

日 時：令和 6 年（2024 年）12 月 26 日（木） 15：00～17：00

場 所：豊中市役所第一庁舎 2 階 大会議室

出席者：小野(セ)委員（会長）、伊藤委員、中橋委員、安家委員、植村委員、大塚委員、
河本委員、北島委員、伴野委員、星屋委員、三石委員、寺本委員

欠席者：浦委員、片岡委員、佐々木委員、土井委員、中川委員、平井委員、福田委員、
脇坂委員

○事務局

ただ今から、令和 6 年度第 3 回豊中市こども審議会を開催します。

本日は委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

<資料確認>

それでは会議に入っていきたいと思います。会長よろしく願いいたします。

○会長

各案件につきまして事務局よりご説明いただきましたのち、皆様からご意見をいただきたいと思います。

なお、終了時刻は 17 時ちょうどを終了のめどに進めて参りたいと思いますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは事務局から本日の委員の出席状況及び傍聴者の状況について報告をお願いします。

○事務局

合計委員定数 20 名のうち、12 名の委員さんが出席されておられます。したがって、規則で定める会議の開催要件である過半数を超えておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会の傍聴者は 2 名となりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

<案件 1>説明

○委員

第 6 章の学校を拠点とした放課後の居場所づくりの充実に記載の校庭開放の取組みについて、あらかじめ学校に申込みをして遊べるということなののでしょうか。とある校区では、そのような運用とのことなのですが、全体として統一されているのでしょうか。

○委員

資料 1-2 の 28 ページについて、はぐくみセンターとセンターにつなぐ子育て支援機関との関係について、イメージ図を見ますと、同じマイ子育てひろばでも民間の方は直接はぐくみセンターと情報共有や連携はしないように読むことができます。そのため、通常二層構造

であるものが三層構造になっているようにみえます。図の左側の週 1 日以上のマイ子育てひろばはすべて民間の就学前施設、右側が同じマイ子育てひろばでも公立園と理解でよいでしょうか。利用者の立場からすると、民間に相談をした場合に、次には地域子育て相談機関にしかつないでもらえず、はぐくみセンターにつながるまで 2 回つなぐ必要があるということでしょうか。その場合、時間がかかってしまうことに対する抵抗感が生じないか気にかかります。将来的には、民間のマイ子育てひろばにもできるだけ力をつけてもらい、直接はぐくみセンターにつながるような工夫をしてもらおうと、よりよいものになるのではないのでしょうか。

○事務局

校庭開放については、児童が放課後の校庭または体育館等で自由に遊べることであります。予約制ではなく事前登録制を設けることにより、児童の事故や怪我等、保護者へ緊急で連絡をとる必要がある際の速やかな対応を行っています。ただし、登録ができていない場合も、参加していただくことはできますので、事前登録はあくまでお願いという形で進めています。

○事務局

マイ子育てひろばは、週 1 日以上を要件として民間の就学前施設においても実施し、より身近に（小学校区に 1 つ）設置していきたいと考えています。地域子育て支援センター（地域子育て相談機関）は、中学校区に一つ設置し、中核となって周りの就学前施設と連携しながら、相談体制を構築していきたいと考えていますので、P28 の図の左側のような構造となっています。

民間のマイ子育てひろばは、直接はぐくみセンターの方に相談できないのか、というご質問につきましては、複合的な課題をもつケースの場合は、直接はぐくみセンターに相談していただくようマイ子育てひろば実施園に、お伝えしています。地域子育て支援センターに、民間就学前施設がつなぐケースにつきましては、週 1 日以上遊び場所を探されているときなどを想定しております。リスクが高いケースは、速やかにはぐくみセンターに直接つなぐような仕組みにしていきたいと考えております。

○委員

先ほど回答いただいた校庭開放について、登録するということでしたが、登録していない児童も非常に多いと聞いています。実際には、子どもは突発的に遊ぶことを決めますので、登録をしていない子どもが遊ばず、学校の前にある公園に集まって遊んでいるという状況になっています。もう少し子どもたちが遊びやすい仕組みになればいいと考えます。

○委員

地域子育て相談機関はおおむね中学校区に一つと記載がありますので、公立こども園で行っている地域子育て支援センターが中学校区に一つ程度という理解でよいですね。

○委員

32 ページの重点施策 3 について、「こどもまんなか社会の実現にむけたイメージ」図について、思いを受け止める場の充実と記載がありますが、思いを受け止めるのは、場ではなく人であると考えています。つまり、受け止めてくれる人のいるところが場となり、広がりがある

あると思います。人には、ボランティアの方や専門職の方を含めて様々な方がいらっしゃると思いますが、受け止める側の人材の育成や学びも必要かと思います。そうして育った人たちが協力し合いながら、子どもの思いをつないでいくのかと思いますので、計画にも明記しておくのがよいと考えました。

○会長

重点施策 3 に関連して、答申案の中の「(3) こどもとともに～こども自身による多様な参画～」の①の 2 段落目に、特に社会的養護を要すると記載があり、確かに国の方針もそうではありますが、“特に”と書くことにより全体がぼやけてしまっている印象があります。子ども・若者皆さんが大事であり、その中でも社会的養護の人たちは、ということなのですが、表現が少し気になりますので、またご相談したいと思いました。また、今後子ども・若者すべてということになりますと、障害がある子どもやひきこもりである方など意見を表明しづらい立場の方々をどのようにフォローしていくかということも課題であると感じました。

○委員

答申案について、「潜在的な支援ニーズを把握できるように」や「もっと民間の力を駆使して」というような方向性は示されていると思いますが、他の委員のご意見にもあった、人の育成や人の力をつなぐということについて、見えにくいと感じました。もう少し人同士がつながっていくことのイメージが膨らむと、人を大事にしながら、その場が社会の雰囲気をつくっていくように考えましたので、工夫をしていただければと思います。

○事務局

まずは、委員からの重点施策 3 へのご意見について、今回の計画における重点施策の方向性として、施策の方向性の 4 つめの◆に記載のとおり、周囲の大人への啓発の強化にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

また、会長からのご意見の中での、意見を言いづらい子どもの意見表明の場については、135 ページ「計画の進行管理」の 3 段落目以降のとおり、これまでも市内の学校を訪問し子どもの意見を聴く取組みを行っていますが、そのことに加え、子どもが希望する場所に市職員が出向く出張ヒアリングという手法も現在検討を進めています。これらの取組みを実施しながら、様々な子どもたちの声を聴いていきたいと考えています。

答申案についてのご意見については、答申案に盛り込む方向で検討を行います。

○委員

社会的養育推進計画について、124 ページのタイトルにある「パーマネンシー保障」には里親や養子縁組など様々な形があると思いますが、ここでは養子縁組を注視されています。その次の 125 ページではタイトルに里親等とあり、内容もほとんど里親のことについて書かれており、特別養子縁組に関するページが特に見受けられません。そのため、項目 8 の養子縁組に、若干違和感があります。このことが大事ということであれば、特別養子縁組のことを入れた方がバランスはよいと考えます。

次に、特定妊婦との関係について、特定妊婦の方の妊娠中に、赤ちゃんがほしい夫婦に養子縁組を決める赤ちゃん養子縁組という方法もあり得ますが、豊中市ではそこまで踏み込んで書かれるのか、個人としては期待していますのでご判断いただければと思います。

○事務局

社会的養育推進計画については、中核市として児童相談所を設置するにあたり来年度を始期と計画を作成しているものです。計画における項目では、国の示すテーマに沿って作成しています。ご意見のありました特別養子縁組について、里親を中心に充実して、その中で養子縁組里親という形で里親を通じて養子縁組につないでいくことが中心になるかと考えています。今後、民間で活動されている養子縁組の機関の支援なども考えています。一定、児童相談所の設置に伴う計画についてはこども審議会に紐づく部会の方でご審議いただいていますので、お示ししている形で進めさせていただければと考えています。

○会長

案件 1 について、質疑のお時間はここまでとさせていただきます。答申案については、今回委員の皆さまからいただいたご意見をふまえ、事務局と調整させていただきたいと考えていますので、一任いただけますでしょうか。

○委員

(異議なし)

○事務局

<案件 2 説明>

○会長

質疑応答に入ります前に、部会の委員の方から追加や補足がありましたらお願いします。

○委員

ご説明いただいた方向性で、これまで部会で審議を進めてきましたので、部会の委員ではないこども審議会委員の皆さんからもご意見をいただいて、これからの豊中市の保育・教育のあり方も決まっていくように思っていますのでお願いします。

何点か意見をお伝えします。これからの公立のこども園の役割について、セーフティネットという言葉が多く使われています。豊中市の中でも色々な子どもたち、そして一人ひとりの子どもたちを大切にしていくということで、その機能は大事なものであると思いますが、あくまで保育施設ですので、保育の実践あつての一人ひとりという点は、きちんと捉えておいていただければと思います。支援の必要な子どもを公立に集めるということではなく、地域において公立や民間、私立、小規模等ありますので、地域が連携しながら支えていくことが大切であると思います。人数のバランスが保育の実践においては大切なことだと思いますので、そのことを踏まえたうえでのセーフティネット機能であり、民間園との協力であるようにしていただきたいということが 1 点です。

次に、答申案の「2. 公立こども園の役割について」③の部分に「の職階に応じた役割を明確化し、必要な知識及び技術の習得ができるよう、人材育成を進める必要がある」と明記していただいています。こちら部会の中で非常に議論となった部分ではありますが、養成過程においては全国同じ内容で実施しています。ですので、公立園に勤めたからといって、非常に優れた方が採用されるわけではありません。豊中市にはこども財団がありますので、財

団は財団なりの育成を考えられていますが、豊中市としましても研修制度を考えて組み立て、力をつけていくことができる仕組みを大切にしていきたいと考えています。特に資料 2-2 の 12 ページに、公立のこども園のスタッフが巡回し、という文言の記載があります。つまり、公立こども園の先生方の中で、そのような見回りをしながら、つなぐ力を持っている人が必ず育成されるということになりますので、大きなことであると思います。もちろん公立園だけにこのことを任せるのではなく、豊中市にある保育の施設で働く教職員が協働して公民一体となった様々な取組みのなかで進めていただければと思います。

最後に、こども審議会には公立園で働いていた先生はおられません、結局は現場で働いていただく先生方の力が最も必要だと思いますので、現場の先生方が自分たちの役割をきちんと認識して、それに向けて前向きに取り組んでいくことができるような、お互いの理解があるような進め方をしていきたいと考えています。豊中市がこれまで培ってきた人権の保育や障害をもつ子どもに対する保育などの様々な保育について、つなぐ人がいなければ機能しませんので、そのことも大切にしていきたいです。

○委員

実際に進めていく中で、実現が非常にハードであるということが実情ではあると思います。

他の委員からご意見がありましたが、これまでの公立園の役割として担ってきた、地域子育て支援センターのことや、障害をもつ子どもの受け入れは、民間でも進んできてはいるもののまだまだの状況です。5 年で 7 園、その後さらに 5 園の計 12 園の民間移管となりますが、豊中市内にはやる気のある法人も多くあるものの、公募をかけた際に、担う役割についてきちんと取り組んでいただけることを前提としてどの程度の応募をしてもらえるのか、ハードルが高いように思います。

○委員

1 つめに、答申案の 3 ページの「4 適正配置に向けた進め方について」の③について、③建築資材や人件費が高騰という部分がありますが、そもそも民間業者と行政とでは財政のバックアップが全く違います。民間は特定徴収をさせてもらっていますが、それがないとなかなか運営が難しいということがあるという歴史がずっとありますので、そのことを踏まえて高騰しているからではなく、元々の財政面のことがあるということは皆さんに知っておいていただきたいと思います。

2 つめに、これから来年度入園の方々の選考が始まり、2 月中旬から下旬ごろに通知が届けられると思いますが、行政としてその方々へアプローチを検討されているとのことでした。例えば 0 歳児から入園で、入園する際には聴いていなかったということで、もしかすると一次選考で決定したものを変わるかもしれないとなった際に、新しく選考をして入られる方への行政側のアプローチが要旨では見られなかったので、教えていただきたいです。

○委員

最初の 5 年間で 7 園ということですが、年度ごと園や、どの年度にどの園ということは決まっているのでしょうか。

○事務局

令和 7 年 4 月入園にかかる選考の際のご案内等について、ご説明させていただきました

ように、まずパブリックコメントをする際には、対象の園については保護者説明会を行いますとともに、2月から3月にかけては入園説明会も行う予定としています。その中で、パブリックコメント中の段階ですので、計画策定中という形でのご案内の仕方となることを想定しています。

次に具体的にどの園がいつから、ということについては、突然令和7年度から着手ということには限界がありますので、例えば2園ずつということになることかと思いますが、現段階ではどの園からということは確定していません。きちんと検討をしたうえで、公募するにあたっては、事前に保護者へ説明や情報提供をしていきたいと考えています。

実際の保育の実践があつてのセーフティネット機能であるということについては、きちんと意識をしながら、市も民間に対して手当てをしていくことができるよう仕組みづくりや、人材育成の観点では保育教諭についてこども事業課がバックアップをしながら対応していきたいと考えています。今後公立こども園が巡回を行うことについては、現状では経験は少ないということがある一方で、つなぐ力は重要なことですので、研修等などによりしっかりと対応していきたいと考えています。

○委員

ご存知のように、保育士不足が全国的に深刻な状況になっています。来年度4月から入園する子どもたちは、決定していく時期になっているかと思いますが、未だに子どもたちが来るとギリギリの状態かという園が非常に多くなっています。この民間移管に関して、実際に令和7年度からということになりますと、大きな園に移管されるということは、最低基準保育士定数を満たすため、多い人数の保育士を雇わなければいけないという状況になります。こども誰でも通園やマイ子育てひろばなど、様々な施策が国や市から降りてきて、そのための人材が不足してきているという状況もあります。民間移管するにあたり、人材を官民協働で確保しなければ、人材が埋まらないという事態になりかねないことを不安視しています。なかなか難しいところではありますが、ともに考えていくことができればよいと考えています。

○委員

他の委員からのお話もありましたが、今まで豊中市が大切にしてきた人権保育をしっかりと引き継いでいただけるような園であってほしいと思います。ですので、公募の段階でそのようなことを盛り込んでいくことは考えているのでしょうか。

○事務局

公募の段階で、基本的には公立で取り組んできた内容を引き継いでもらい、そのうえで民間の独自性や工夫の部分が付加していただくという進め方で考えています。特に、子どもと保護者に変化によるご迷惑をおかけしないよう、しっかりと考えたうえで進めたいと考えています。引き継いでいただく内容として、人権保育の取組みについても入れていきたいと考えています。

○会長

質疑のお時間はここまでとさせていただきます。答申案については、先ほどの案件1の第3期子育て・子育て支援行動計画と同様に、今回委員の皆さまからいただいたご意見をふまえ、事務局と調整させていただきたいと考えていますので、一任いただけますでしょう

か。

○委員

(異議なし)

<案件3 説明>

○事務局

<事務連絡>

— 閉会 —